

令和元年度

国家公務員の倫理の保持に関する状況及び
倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

令和2年10月

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第4条の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告するものである。

目 次

1	各種報告書の提出件数	1
	(1) 贈与等報告書の提出件数	
	(2) 株取引等報告書の提出件数	
	(3) 所得等報告書の提出件数	
2	倫理監督官への届出等の状況	2
	(1) 倫理監督官への届出件数	
	(2) 倫理監督官の承認の状況	
3	懲戒処分等の状況	2
	(1) 国家公務員倫理法令違反による処分等の状況	
	(2) 懲戒処分の概要の公表の状況	
4	政令等の制定又は改廃の状況	4
	(1) 国家公務員倫理規程の一部改正等	
	(2) 人事院規則の一部改正	
	(3) 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の制定	
5	国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感のかん養・保持等のための施策	6
	(1) 国家公務員倫理審査会が行った施策	
	(2) 中央人事行政機関が行った施策	
	(3) 各府省等が行った施策	
	別表	9

1 各種報告書の提出件数

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）は、国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る観点から、職員（倫理法第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に贈与等、株取引等及び所得等について報告することを義務付けている。

（1）贈与等報告書の提出件数

倫理法第6条第1項では、本省課長補佐級以上の職員（倫理法第2条第2項各号に掲げる職員をいう。）は、事業者等から贈与等を受けたとき等は、四半期ごとに、贈与等報告書を各省各庁の長等（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長並びに行政執行法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされている。倫理法第6条第2項の規定に基づき、そのうち指定職以上の職員（倫理法第2条第3項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）に係る報告書の写しは国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。また、倫理法第9条第2項の規定に基づき、贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分については、閲覧を請求することができる。

令和元年度分の贈与等報告書の提出総数は、24,457件であった。これらのうち、指定職以上の職員に係る報告書の件数は3,471件、また、閲覧を請求することができる報告書の件数は3,069件である（別表1）。

贈与等報告書の提出総数24,457件の内訳を見ると、金銭、物品等の供与関係が369件（提出総数に占める割合1.5%）、飲食の提供等関係が19,893件（同81.3%）、報酬関係が4,195件（同17.2%）となっている。指定職以上の職員に係る報告書については、金銭、物品等の供与関係が105件（指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合3.0%）、飲食の提供等関係が2,857件（同82.3%）、報酬関係が509件（同14.7%）となっている。

（2）株取引等報告書の提出件数

倫理法第7条第1項では、本省審議官級以上の職員（倫理法第2条第4項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、毎年、株取引等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、倫理法第7条第2項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

令和元年分の株取引等報告書の提出総数は、48件であった（別表2）。

（3）所得等報告書の提出件数

倫理法第8条第1項では、前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった職員は、毎年、所得等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、同条第3項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

令和元年分の所得等報告書の提出総数は、1,354件であった（別表2）。

2 倫理監督官への届出等の状況

（1）倫理監督官への届出件数

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）第8条では、職員が自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督官に届け出なければならないとされている。

令和元年度における倫理監督官への届出件数は、全体で345件であった（別表3）。

（2）倫理監督官の承認の状況

倫理規程第9条第1項では、職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないとされている。

令和元年度における承認申請件数は、全体で31件であり、その全件について承認された（別表4）。

3 懲戒処分等の状況

（1）国家公務員倫理法令違反による処分等の状況

任命権者及び倫理審査会は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第84条第1項及び倫理法第30条の規定に基づき、職員が倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為（以下「倫理法違反行為」という。）を行った場合には、当該職員に対し、懲戒処分をすることができる。

令和元年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案は6件（10名）あり、その内訳は、免職1名、停職1名、減給1名、戒告7名であっ

た。また、倫理審査会による倫理法違反行為に対する懲戒処分はなかった。

事案の概要は、以下のとおりである。

(事案1)

利害関係者から金銭の贈与を受けた法務省の施設等機関の職員1名について、免職の処分を行った(職員は、収賄の容疑で逮捕・起訴され、有罪の判決を受けている。)

(事案2)

利害関係者から金銭の貸付けを受けたほか、同者と利害関係がない期間において、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与(金銭の貸付け)を受けた国税庁の地方支分部局の職員1名について、停職3月の処分を行った。

(事案3)

職務外で行った執筆に係る原稿料について贈与等報告書を提出しなかった地方警務官1名について、減給3月(俸給の月額額の10分の1)の処分を、また、警察庁の地方機関の職員1名について、戒告の処分を行った。なお、上記2名については、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

(事案4)

利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与(金銭の贈与)を受けた国税庁の地方支分部局の職員3名について、戒告の処分を行った。また、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与(金銭の贈与)を受けたほか、部下職員が同者から金銭の贈与を受けた行為を黙認した国税庁の地方支分部局の職員1名について、戒告の処分を行った。

(事案5)

利害関係者から飲食の供応接待を受けた国土交通省の地方支分部局の職員1名について、戒告の処分を行った。

(事案6)

利害関係者から金銭の貸付けを受けた国土交通省の地方支分部局の職員1名について、戒告の処分を行った。

また、令和元年度中に、倫理法違反行為に対して、各府省等の内規による訓告、嚴重注意等の処分が行われた事案は、17件(153名)であった。

(2) 懲戒処分の概要の公表の状況

倫理法第27条第1項及び第32条では、任命権者及び倫理審査会は、自ら行った懲戒処分につき職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要の公表をすることができることとされている。

令和元年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案については、6件全ての概要が公表された。

4 政令等の制定又は改廃の状況

令和元年度に制定又は改廃が行われた倫理法に基づく政令、人事院規則、訓令又は規則は、以下のとおりである。

(1) 国家公務員倫理規程の一部改正等

公布年月日	施行年月日	政 令 名	概 要
令和元年10月24日	令和2年1月7日	特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第136号）	カジノ管理委員会の設置に伴い、倫理規程中に、「カジノ管理委員会」を加える改正を行った。
令和2年1月29日	令和2年2月14日	港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第15号）	国の職員が、任命権者の要請に応じて退職し、港湾運営会社の職員となった際の、当該職員としての身分を倫理規程第4条第3項に規定する「職員としての身分」に含むよう、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）に倫理規程の特例を規定した。

なお、これらの改正及び適用の特例については、倫理法第5条第6項の規定に基づき、別途国会に報告する。

(2) 人事院規則の一部改正

公布年月日	施行年月日	人事院規則名	概要
令和元年5月17日	令和元年5月17日	人事院規則22-2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手續）	改元に伴い、人事院規則中「平成」の字句を「令和」に改める改正を行った。
令和元年7月1日	令和元年7月1日	人事院規則22-2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手續）	不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）による工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正に伴い、人事院規則中「日本工業規格」の字句を「日本産業規格」に改める改正を行った。

(3) 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の制定

倫理法第5条第3項では、各省各庁の長は、倫理審査会の同意を得て、当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができるとされている。

同項に基づき、倫理規程第2条第1項ただし書に規定する、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者として利害関係者から除かれる者を定めた訓令が、以下のとおり制定された。

府省等名	制定年月日 施行年月日	訓令名	概要
出入国在留管理庁	平成31年4月1日制定 同日施行	出入国在留管理庁職員倫理規程（入管庁総訓第7号）	倫理規程第2条第1項に規定する「利害関係者」から除かれる者を定めた。

なお、この制定については、倫理法第5条第6項の規定に基づき、別途、国会に報告する。

5 国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の醸成・保持等のための施策

(1) 国家公務員倫理審査会が行った施策

倫理審査会は、贈与等報告書等の審査、倫理法違反行為に対する懲戒処分の承認、必要な指導等のほか、次の施策を講じた。

- ① 各府省等の本省の倫理事務担当者等を集めた会議を開催し、当面の重点課題である、i) 職員の倫理意識の醸成、ii) 倫理的な組織風土の構築、iii) 倫理法等違反への厳正な対応について説明を行い、あわせて、各府省等の啓発活動を紹介し、倫理研修の計画的な実施や職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度の活用に関する指導・助言を行った。
- ② 倫理制度の周知徹底及び各府省等における倫理研修の指導者養成等を目的とした倫理制度説明会を全国 10 都市で開催した。令和元年度においては、本府省等の倫理事務担当者向けの説明会で、近年の違反事案の傾向を踏まえた防止策の提示を行うなど、実践的な内容で実施した。また、各府省等の地方機関の職員、職員と接触する機会のある民間企業等に勤務する者を対象とした公務員倫理セミナーをつくば市、高松市、広島市及び福島市において開催し、有識者による講演、倫理審査会事務局職員による制度説明を実施した。
- ③ 幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」を改訂し、各府省等に配布した。また、若手職員や一般国民向けに倫理制度を広く理解してもらうため、新たにマンガ教材を作成し、職員に配布したほか倫理審査会ホームページに掲載した。
- ④ 平成 14 年度から毎年実施している「国家公務員倫理週間」について、令和元年度は倫理審査会創立 20 周年の節目であること、公務員倫理をめぐる不適正な事案が発生したことを踏まえ、12 月の 1 か月間を「国家公務員倫理月間」（以下「倫理月間」という。）とした。倫理月間に際し、公募作品の中から採用した標語「信頼はあなたの倫理の 積み重ね」を用いた啓発用ポスターやパンフレットを作成し、各府省等のほか、全国の地方公共団体及び経済団体に配布した。各府省等には、各部署の管理者が倫理に関するメッセージを記入した上でポスターを掲示するよう要請を行い、実際に多くの府省等において工夫を凝らした様々なメッセージが書き込まれた。その他、各府省等の職員を主な対象とした倫理に関するシンポジウムの開催、公務員倫理に反すると疑われる行為に係る情報提供を受け付ける「公務員倫理ホットライン」の PR を行うとともに、各府省等の倫理監督官等に対し、所属職員を対象として公務員倫理に関するメッセージを発信すること、特に幹部職員等に対して直接公務員倫理に関する注意喚起を行うことを依頼し、全ての府省等において実施された。また、e ラーニングによる研修について、基本的に全職員を受講対象とすることや受講完了者の把握・未受講者への受講の督促を行うよう努めることな

どを各府省等に対して要請した。

- ⑤ 国家公務員と接触する機会のある民間企業等における倫理法・倫理規程に関する理解の促進を図るため、全国の経済団体等に対し、倫理法・倫理規程のポイントを説明し、会員企業へのパンフレットの配布、機関誌やホームページへの倫理月間等の記事の掲載など、会員企業に対する広報活動における協力依頼等を行った。この結果、合計 115 団体の機関誌等に倫理月間等の記事が掲載された。これに加えて、地方公共団体に対し、公務員倫理に関する広報資料を配布し、周知、広報活動を行った。また、事業者等の視点に立って公務員倫理の制度や運用、事例についてまとめた事業者用教材をカード形式に改訂し、各府省等や事業者等に配布した。

このほか、倫理審査会では、倫理保持のための施策の企画のため、令和元年度においては、市民と職員それぞれを対象とする公務員倫理に関するアンケート調査を実施するとともに、倫理制度や公務員倫理をめぐる諸問題について各界から幅広く意見を聴取した。

(2) 中央人事行政機関が行った施策

中央人事行政機関の事務として、内閣官房及び人事院が行った施策は、次のとおりである。

- ① 内閣官房は、「平成31年度における人事管理運営方針」（平成31年3月27日内閣総理大臣決定）において、倫理法等の適正な運用に万全を期することにより、公務員倫理の向上に努めるよう各府省等に対して周知徹底した。
- ② 内閣官房及び人事院は、以下の研修において、職員の倫理感のかん養・保持のためのカリキュラムを実施した。
 - ア 第53回国家公務員合同初任研修（内閣官房・人事院）（修了者数 717名）
 - イ 行政研修、本府省等職員研修及び地方機関職員研修（人事院）（修了者数 2,728名。ただし、ア及びウを除く。）
 - ウ 討議式研修「公務員倫理を考える」（JKET）指導者養成コース（人事院）（修了者数 29名）

(3) 各府省等が行った施策

各府省等が行った施策は、次のとおりである。

- ① 人事担当者会議や課長会議等において、倫理法の周知徹底等の指示・指導を行った。
- ② 階層別研修等において倫理講座を設定するなど、研修における講座の設定・充実等を行った。
- ③ 倫理審査会が作成した「国家公務員倫理教本」、「マンガ教材」、「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」を配布したほか、倫理啓発パンフレットの作成、ポスタ

一の配布等を行った。

- ④ 日常業務において、また、文書回覧、課内連絡会議等により、管理・監督の地位にある者から部下職員へ指導を行った。
- ⑤ 管理・監督の地位にある者に対して、会議等における指示・指導、研修等における講座の設定・充実等を行った。
- ⑥ その他各府省等の職員向けホームページにおいて、倫理法・倫理規程、各種パンフレット等を掲載するなど、各府省等が独自の取組を行った。

別表1-1 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁全体）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
会計検査院	6	4	61	0	28	27	95	31
内閣官房	0	0	24	8	24	15	48	23
内閣法制局	0	0	6	0	108	18	114	18
人事院	0	0	22	0	2	0	24	0
内閣府	5	1	123	1	34	11	162	13
宮内庁	2	0	0	0	51	45	53	45
公正取引委員会	11	0	8	0	9	8	28	8
国家公安委員会	2	0	25	0	12	8	39	8
警察庁	7	2	123	1	193	131	323	134
個人情報保護委員会	0	0	4	0	0	0	4	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	2	2	282	22	4	3	288	27
消費者庁	1	0	3	0	1	1	5	1
復興庁	3	0	5	0	1	1	9	1
総務省	7	6	47	3	285	211	339	220
公害等調整委員会	0	0	2	0	1	1	3	1
消防庁	0	0	0	0	42	31	42	31
法務省	13	2	191	0	818	455	1,022	457
出入国在留管理庁	17	0	13	0	4	2	34	2
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	2	2	2	2
外務省	108	24	563	54	78	51	749	129
財務省	3	1	257	4	74	72	334	77
国税庁	70	6	4,557	13	282	252	4,909	271
文部科学省	7	1	559	15	661	368	1,227	384
スポーツ庁	0	0	87	19	11	10	98	29
文化庁	4	2	125	10	38	28	167	40
厚生労働省	26	13	1,513	22	1,082	639	2,621	674
中央労働委員会	9	0	7	0	0	0	16	0
農林水産省	29	1	1,211	82	92	43	1,332	126
林野庁	0	0	643	12	5	4	648	16
水産庁	3	1	205	11	2	1	210	13
経済産業省	4	0	1,925	23	98	74	2,027	97
資源エネルギー庁	0	0	81	1	1	1	82	2
特許庁	1	0	196	6	15	10	212	16
中小企業庁	1	1	27	0	2	1	30	2
国土交通省	14	9	6,224	76	101	53	6,339	138
観光庁	3	3	197	4	0	0	200	7
気象庁	9	6	32	0	5	1	46	7
運輸安全委員会	0	0	13	0	2	2	15	2
海上保安庁	1	0	409	0	1	1	411	1
環境省	0	0	100	4	21	9	121	13
原子力規制委員会	1	0	2	0	3	3	6	3
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計①	369	85	19,872	391	4,193	2,593	24,434	3,069

別表1-2 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人全体）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	2	0	2	0
独立行政法人造幣局	0	0	1	0	0	0	1	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	19	0	0	0	19	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	1	0	0	0	1	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計②	0	0	21	0	2	0	23	0
合計（小計①+小計②）	369	85	19,893	391	4,195	2,593	24,457	3,069
割合 ※2	1.5%		81.3%		17.2%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(贈与等報告書を提出すべき職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表1-3 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職未満）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
会計検査院	6	4	29	0	28	27	63	31
内閣官房	0	0	8	0	21	12	29	12
内閣法制局	0	0	0	0	103	13	103	13
人事院	0	0	20	0	0	0	20	0
内閣府	4	1	90	0	18	9	112	10
宮内庁	2	0	0	0	51	45	53	45
公正取引委員会	6	0	8	0	8	7	22	7
国家公安委員会	2	0	24	0	10	6	36	6
警察庁	7	2	96	1	188	127	291	130
個人情報保護委員会	0	0	4	0	0	0	4	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	2	2	192	12	4	3	198	17
消費者庁	0	0	3	0	1	1	4	1
復興庁	0	0	2	0	1	1	3	1
総務省	5	5	37	3	275	203	317	211
公害等調整委員会	0	0	2	0	1	1	3	1
消防庁	0	0	0	0	41	31	41	31
法務省	7	1	103	0	524	274	634	275
出入国在留管理庁	8	0	3	0	3	2	14	2
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	2	2	2	2
外務省	78	13	382	42	51	34	511	89
財務省	0	0	194	1	74	72	268	73
国税庁	70	6	4,470	13	282	252	4,822	271
文部科学省	5	1	372	6	617	354	994	361
スポーツ庁	0	0	26	4	6	5	32	9
文化庁	0	0	105	7	37	27	142	34
厚生労働省	18	11	1,393	15	1,032	611	2,443	637
中央労働委員会	6	0	1	0	0	0	7	0
農林水産省	13	0	943	54	87	40	1,043	94
林野庁	0	0	537	8	4	3	541	11
水産庁	3	1	161	8	2	1	166	10
経済産業省	3	0	1,667	16	68	62	1,738	78
資源エネルギー庁	0	0	72	1	1	1	73	2
特許庁	1	0	131	4	15	10	147	14
中小企業庁	1	1	25	0	2	1	28	2
国土交通省	8	4	5,427	48	97	50	5,532	102
観光庁	0	0	97	0	0	0	97	0
気象庁	9	6	15	0	5	1	29	7
運輸安全委員会	0	0	4	0	2	2	6	2
海上保安庁	0	0	295	0	1	1	296	1
環境省	0	0	75	2	19	8	94	10
原子力規制委員会	0	0	2	0	3	3	5	3
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計③	264	58	17,015	245	3,684	2,302	20,963	2,605

別表1-4 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人指定職未満）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	2	0	2	0
独立行政法人造幣局	0	0	1	0	0	0	1	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	19	0	0	0	19	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	1	0	0	0	1	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計④	0	0	21	0	2	0	23	0
合計(小計③+小計④)	264	58	17,036	245	3,686	2,302	20,986	2,605
割合 ※2	1.3%		81.2%		17.6%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職未満の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表1-5 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職以上）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
会計検査院	0	0	32	0	0	0	32	0
内閣官房	0	0	16	8	3	3	19	11
内閣法制局	0	0	6	0	5	5	11	5
人事院	0	0	2	0	2	0	4	0
内閣府	1	0	33	1	16	2	50	3
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	5	0	0	0	1	1	6	1
国家公安委員会	0	0	1	0	2	2	3	2
警察庁	0	0	27	0	5	4	32	4
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	90	10	0	0	90	10
消費者庁	1	0	0	0	0	0	1	0
復興庁	3	0	3	0	0	0	6	0
総務省	2	1	10	0	10	8	22	9
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	1	0	1	0
法務省	6	1	88	0	294	181	388	182
出入国在留管理庁	9	0	10	0	1	0	20	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	30	11	181	12	27	17	238	40
財務省	3	1	63	3	0	0	66	4
国税庁	0	0	87	0	0	0	87	0
文部科学省	2	0	187	9	44	14	233	23
スポーツ庁	0	0	61	15	5	5	66	20
文化庁	4	2	20	3	1	1	25	6
厚生労働省	8	2	120	7	50	28	178	37
中央労働委員会	3	0	6	0	0	0	9	0
農林水産省	16	1	268	28	5	3	289	32
林野庁	0	0	106	4	1	1	107	5
水産庁	0	0	44	3	0	0	44	3
経済産業省	1	0	258	7	30	12	289	19
資源エネルギー庁	0	0	9	0	0	0	9	0
特許庁	0	0	65	2	0	0	65	2
中小企業庁	0	0	2	0	0	0	2	0
国土交通省	6	5	797	28	4	3	807	36
観光庁	3	3	100	4	0	0	103	7
気象庁	0	0	17	0	0	0	17	0
運輸安全委員会	0	0	9	0	0	0	9	0
海上保安庁	1	0	114	0	0	0	115	0
環境省	0	0	25	2	2	1	27	3
原子力規制委員会	1	0	0	0	0	0	1	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑤	105	27	2,857	146	509	291	3,471	464

別表1-6 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人指定職以上）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑥	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(小計⑤+小計⑥)	105	27	2,857	146	509	291	3,471	464
割合 ※2	3.0%		82.3%		14.7%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表2 株取引等報告書及び所得等報告書の提出件数

(単位:件)

府省等名	株取引等報告書	所得等報告書
会計検査院	2	18
内閣官房	1	37
内閣法制局	1	5
人事院	0	12
内閣府	1	48
宮内庁	0	5
公正取引委員会	0	9
国家公安委員会	1	18
警察庁	3	17
個人情報保護委員会	0	2
カジノ管理委員会	1	3
金融庁	1	21
消費者庁	1	5
復興庁	0	6
総務省	1	36
公害等調整委員会	0	2
消防庁	0	4
法務省	19	723
出入国在留管理庁	1	8
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	1	11
外務省	2	41
財務省	2	50
国税庁	0	13
文部科学省	0	17
スポーツ庁	0	1
文化庁	0	1
厚生労働省	3	30
中央労働委員会	0	2
農林水産省	1	32
林野庁	0	7
水産庁	0	5
経済産業省	0	34
資源エネルギー庁	0	3
特許庁	0	6
中小企業庁	0	2
国土交通省	3	71
観光庁	0	3
気象庁	1	9
運輸安全委員会	0	1
海上保安庁	0	12
環境省	1	16
原子力規制委員会	1	8
防衛省	0	0
小計①	48	1,354

行政執行法人名	株取引等報告書	所得等報告書
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	48	1,354
-------------	----	-------

別表3 倫理監督官への届出件数

(単位:件)

府省等名	届出件数
会計検査院	0
内閣官房	0
内閣法制局	0
人事院	0
内閣府	0
宮内庁	0
公正取引委員会	0
国家公安委員会	5
警察庁	0
個人情報保護委員会	0
カジノ管理委員会	0
金融庁	0
消費者庁	0
復興庁	2
総務省	0
公害等調整委員会	0
消防庁	0
法務省	1
出入国在留管理庁	0
公安審査委員会	0
公安調査庁	0
外務省	2
財務省	2
国税庁	57
文部科学省	14
スポーツ庁	4
文化庁	6
厚生労働省	34
中央労働委員会	0
農林水産省	84
林野庁	5
水産庁	2
経済産業省	103
資源エネルギー庁	2
特許庁	0
中小企業庁	1
国土交通省	17
観光庁	0
気象庁	0
運輸安全委員会	0
海上保安庁	0
環境省	3
原子力規制委員会	0
防衛省	0
小計①	344

行政執行法人名	届出件数
独立行政法人国立公文書館	0
独立行政法人統計センター	0
独立行政法人造幣局	0
独立行政法人国立印刷局	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	1
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0
小計②	1

合計(小計①+小計②)	345
-------------	-----

別表4 倫理監督官の承認の状況

(単位:件)

府省等名	申請件数	承認された件数
会計検査院	0	0
内閣官房	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
内閣府	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
国家公安委員会	0	0
警察庁	0	0
個人情報保護委員会	0	0
カジノ管理委員会	0	0
金融庁	0	0
消費者庁	0	0
復興庁	0	0
総務省	1	1
公害等調整委員会	0	0
消防庁	2	2
法務省	0	0
出入国在留管理庁	0	0
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	0	0
外務省	5	5
財務省	0	0
国税庁	0	0
文部科学省	4	4
スポーツ庁	0	0
文化庁	2	2
厚生労働省	6	6
中央労働委員会	0	0
農林水産省	5	5
林野庁	0	0
水産庁	0	0
経済産業省	0	0
資源エネルギー庁	0	0
特許庁	0	0
中小企業庁	0	0
国土交通省	6	6
観光庁	0	0
気象庁	0	0
運輸安全委員会	0	0
海上保安庁	0	0
環境省	0	0
原子力規制委員会	0	0
防衛省	0	0
小計①	31	31

行政執行法人名	申請件数	承認された件数
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	31	31
-------------	----	----